

住民税

RESIDENCE
TAX

「申告のお知らせ」は2月上旬に郵送

住民税の「申告のお知らせ」を、2月上旬に役場税務住民課からハガキでお送りします。税務署から確定申告の用紙やハガキが送付されている人には役場税務住民課からは送付しませんので、下記の申告会場及び日程を参考にしてください。

●住民税の申告をしなければならない人

町内に住所がある人は、原則として申告をしなければなりません。(税務署で確定申告をした人や前年中の所得が給与か公的年金のみである人は、申告の必要はありません。)なお、医療費控除などの諸控除を受けようとする人は、申告が必要です。

申告に必要な書類は…

- ①平成23年中の収入や所得の分かる書類(年金や給与の源泉徴収票、事業所得がある人は既に計算している収支内訳書など)
- ②国民年金保険料の納付額が確認できるもの(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書)
- ③生命保険や地震保険などの払込証明書(申告用)
- ④印かん
- ⑤役場税務住民課から送付する「申告のお知らせ」
- ⑥医療費控除を受ける人は、病院別等に計算した明細書及び領収書
- ⑦事業所得(商店・農業等)や不動産所得がある人は、収入金額や必要経費を計算した収支内訳書

申告の際の注意

- ①「申告のお知らせ」が複数届いている世帯は、どなたかがまとめて代理申告できます
- ②給与収入のみの人で、職場で年末調整をされている人は、申告する必要はありません
- ③医療費の明細書や収支内訳書が整理されていない場合は受け付けできません。用紙は役場税務住民課税務班に備え付けています。

●問い合わせ

役場税務住民課税務班

☎42局2111番まで(内線233・234)

税の申告



町県民税・国民健康保険税と所得税の申告の時期が近付いてきました。町では、住民税と所得税の申告の受付を下記の日程で行います。

INCOME
TAX

所得税

確定申告と納税は

2月16日から3月15日まで

事業を営んでいる人や給与以外に収入のあるサラリーマン、地代や家賃収入などがある人は、確定申告をしなければなりません。今年の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。毎年、申告期限間近になると税務署の窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早い時期に済ませてください。

また、確定申告で分からないことがあるときは、税務署などの相談会場で申告書作成のアドバイスを行っていますので、必要な書類などを準備してご相談ください。

還付申告の受付は直方税務署で

1月4日から始まっています

所得税の確定申告の受付は2月16日からですが、還付を受けるための申告は、1月4日から直方税務署で受け付けています。

平成23年分の

申告から変わりました

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつそれ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の申告が不要となりました(還付を受けるための申告書を提出することはできます。)但し、所得税の確定申告を要しない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。不明なときは役場税務住民課税務班にお尋ねください。



●問い合わせ

直方税務署

☎22局0880番まで

申告会場及び日程

申告会場は中央公民館とくらの郷の2か所です。お間違えのないようご注意ください。

中央公民館 (第1研修室)

受付時間
午前 9:00~11:30
午後 1:00~4:00

- 2月16日(木)
- 2月17日(金)
- 2月20日(月)
- 2月21日(火)
- 2月22日(水)
- 2月23日(木)
- 2月24日(金)
- 2月27日(月)
- 2月28日(火)
- 2月29日(水)
- 3月1日(木)



申告される人は、最寄りの会場においでください。

くらの郷 (機能訓練室)

受付時間
午前 9:00~11:30
午後 1:00~4:00

- 3月2日(金)
- 3月5日(月)
- 3月6日(火)
- 3月7日(水)
- 3月8日(木)
- 3月9日(金)
- 3月12日(月)
- 3月13日(火)
- 3月14日(水)
- 3月15日(木)